平成３０年６月

**【自然災害に便乗した勧誘に注意しましょう】**

**【相談】**

**事例①**

「災害対策について調査しています。心配や体調に不安なことはないですか」と自宅に電話がかかった。行政の調査だと思い、氏名と住所を伝え「なんとなく疲れやすい」と答えると、「いい健康食品があるので一週間後に送ります」とだけ言って電話が切れた。業者からの勧誘なら断りたいが、連絡先がわからない。

**事例②**　作業着を着た男性が自宅を訪れ「雨どいが壊れている。これから梅雨になり早めに対応しないと大変なことになる。修理代金は保険金で全額賄える」と説明があった。「保険金が出るなら」とその場で修理工事の契約をした。その後、保険会社に確認すると「保険の支払い対象外」と言われた。話が違うので解約したい。

**＜アドバイス＞**

これから梅雨の時期を迎え、災害に便乗した悪質商法に注意が必要です。

**事例①**　災害の後の調査を装い、不安に乗じて商品を送り付ける商法です。申し込んでいないのであれば契約は成立していませんので、商品が届いたとしても受け取り拒否をすることができます。その際、送付票に書かれた業者名、住所、連絡先等を書き取り、最寄りの消費生活センター等に情報提供してください。

**事例②**　大雨の後などに突然訪問し、「保険金を請求すれば自己負担なしで自宅が修理できる」「行政から補助金が出る」などと勧誘する手口です。請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されるケースもあります。業者の説明をうのみにしないで、保険の補償内容については保険会社へ、公的制度については市町村に確認することが大切です。

不審な電話はすぐに切りましょう。来訪した業者が契約を急がせても「家族に相談する」ときっぱり断ることです。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）